

預金口座をお持ちのお客様へ

「預金口座の譲渡・売買」は 禁止されています。

「振り込め詐欺」等の犯罪に悪用されるためを防ぐため、「犯罪収益移転防止法」により下記の行為は禁止されておりますので、お客様におかれましてもご留意いただきますようお願いいたします。

1. 他人になりすまして口座を利用する目的で、通帳、キャッシュカード等を譲り受ける。
2. 上記1. の目的を知らながら、通帳、キャッシュカードを譲り渡す。
3. 正当な理由なく有償で通帳、キャッシュカード等を譲り受け、譲り渡す。

また、インターネット上に通帳・キャッシュカード等の売買の広告を載せることも禁止されています。

開設した口座をご利用されなくなった場合には、ご解約ををお願い致します。また、口座の悪用を防止するため、キャッシュカードの出金限度額引き上げの際には、目的等をお伺いし、お断りする場合があります。

※違反した場合は、50万円以下の罰金が科せられます。

※「業」としてこれらを行った場合は、2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその両方が科せられます。



長岡信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/nagaoka/>